

条例の対象について（正副座長案）R2. 12. 8Ver.

条例の対象は、「木材」全般とする。ただし、木材の中では「県産材」の利用を最も優先して促進することをより明確に位置付ける。

（理由等）

- ・「川上」の視点から三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「三重の森林づくり条例」において、既に「県産材の利用の促進」（第16条）が位置付けられ、同条例に基づく「三重の森林づくり基本計画 2019」により県産材の利用の促進に関する施策が推進されている中、今回の条例では、「川下」の視点から、三重のもりづくりにつながっていくことも意識しつつ、まずは県民等に他の素材ではなく木を使ってもらうよう木材利用の裾野を広げることを目指していくことが、「三重の森林づくり条例」との役割分担の観点からも適当ではないかと考えられる。
- ・三重県木材協同組合連合会からの意見聴取等で示されたように、近年、木材を使うことが心身にもたらす好ましい影響についての研究成果が続々と明らかになっており、県産材に限らず、木材を積極的に使うことにより快適で豊かな県民生活の実現につながることが期待される。なお、その点については、現在の「条例の総則的部分 たたき台」においても「前文」や「目的」に盛り込んでいるところである。
- ・県内でも県外産材が多く流通しているという実態があり、県内調査等において木材産業事業者等からは、県産材にこだわることなく木材の利用の促進を図ってほしいという声が少なからずあった。なお、三重県森林組合連合会からの意見聴取では、県産材だけで県内の住宅需要を賄うことは難しいというような実情はあるが、三重のもりづくりのために県産材の利用の促進に強くこだわりたい思いがあるので、今回の条例では少なくとも県産材にプライオリティを置いていただきたいという趣旨の意見があったところである。
- ・条例の対象を「県産材+県内で加工された木材」等とする場合と比べ、条例の対象を「木材」全体とすることは、「木を使おう」というような形で県民への利用の呼びかけがしやすく、「県産材」と紛らわしい新たなカテゴリーを作ることもないので県民にとってもわかりやすいと考えられる。
- ・対象が同一のため、法律に基づく「みえ公共建築物等木材利用方針」を今回の条例で改めて位置付けた上で内容をバージョンアップするということが可能となること。一方、「県産材」に対象を限定する場合は、同方針とは範囲が異なることとなるため、同方針を今回の条例に位置付けることはできず、「三重の森林づくり条例」に基づく「三重の森林づくり基本計画 2019」を今回の条例でも位置付けることとなると考えられるが、その場合は、新たに条例を制定する意義が乏しくなると考えられる。
- ・「木材」の中では「県産材」の利用の促進を最優先とすることを、「題名」、「前文」、「基本理念」、「利用方針」等の項目に明記し、現在の「条例の総則的部分 たたき台」より強く打ち出すこととする。また、ウッドマイレージの考え方を「基本理念」に盛り込むことにより、木材の中で外国産材が利用促進の対象として最も優先されないことが明示されると考えられる。
- ・なお、現在の「条例の総則的部分 たたき台」で使用している「県産材等木材」という用語は、県産材以外の木材があたかも「県産材」に類するものかのように受け取られるおそれがあるため、条例上の用語として使用しないこととする。